

営農部営農支援課、中部エリア(蓮田・宮代・白岡)担当の板羽です。

中部エリアでは、昨年の11月・12月に各地区で「平成30年産水稲用肥料・農薬取り扱い説明会」が開催され、情報提供の為、TACも同席をさせて頂きました。その中で、『水稲初期除草剤の使用時期』について多くの質問があり、改めて水稲作付け生産者の皆様へ注意喚起をさせて頂きます。

水稲初期除草剤の使用時期は、平成24年8月までは「植代後(時)～移植4日前まで」・「代かき後(時)～播種4日前まで」の適用がありましたが、それ以降、移植や播種の前に使用する場合は、移植又は播種の「7日前まで」の使用となります。移植または播種の前日～6日前の間は、農薬は使用できません。誤って使用した場合は農薬取締法の違反であり、罰則の対象となりますので必ず守るようにして下さい。

そこでJA並びに各農薬メーカーでは、説明会や水稲除草剤のチラシを通して、『水稲除草剤の体系処理散布』を改めて案内をさせて頂いております。

## ◎体系処理とは・・・①初期除草剤 + 初・中期一発除草剤の散布

例：移植後(時)に「初期除草剤」を散布し、7日～10日後を目安に「初・中期一発除草剤」を散布する。

## ②初・中期一発除草剤 + 中・後期除草剤の散布

例：移植後(時)または移植5日後に「初・中期一発除草剤」を散布し、15日～20日後を目安に「中・後期除草剤」を散布する。

※上記の水稲除草剤を使用する場合には、使用時期が異なる商品も御座いますので、購入前または使用する前には、必ず使用時期の登録をご確認下さい。

※水稲除草剤を散布する際は、必ず田んぼの水を事前に満水に近い状態にし、散布後数日間は水を動かさないように心掛けて下さい。自然落水等で田面が露出しそうになり、入水をする際には水の勢いを弱め、時間をかけて水位を上げるように管理して下さい。(急激な入水等によって、除草剤の処理層を壊さない為)



初期除草剤の一例



初・中期一発除草剤の一例



中・後期除草剤の一例